

長期使用構造等確認の審査料金(新築)

※ 一戸建て住宅の審査料金 (戸数が一戸の併用住宅を含む)

床面積の合計 (A)		基本料金	型式性能確認書・製造者認証等
		下記料金から減額になる場合がございますのでご相談ください	
A ≤ 200 m ² ※1	電子申請	50,000 円	26,000 円
	紙申請	52,000 円	
200 m ² < A ※1	電子申請	58,000 円	40,000 円
	紙申請	60,000 円	
長期使用構造等 軽微変更該当証明申請書 ※2 (計算書付 構造 省エネに限り表中 料金、その他は協議による。) (1 提出につき)		6,000 円	6,000 円
認定通知申請前の 文字訂正等による 確認書の再交付		3,000 円	
設計性能評価書交付後に 長期使用構造等確認書を取得		5,000 円	

※ 共同住宅等の審査料金

床面積の合計 (A)	基本料金	型式性能確認書・製造者認証等
A ≤ 500 m ²	M×6,000 円 + 50,000 円	M×3,000 円 + 50,000 円
500 m ² < A ≤ 2,000 m ²	M×6,000 円 + 100,000 円	M×3,000 円 + 100,000 円
1,000 m ² < A ≤ 2,000 m ²	M×6,000 円 + 150,000 円	M×3,000 円 + 150,000 円
2,000 m ² < A ≤ 3,000 m ²	M×6,000 円 + 200,000 円	M×3,000 円 + 200,000 円
3,000 m ² < A ≤ 4,000 m ²	M×6,000 円 + 250,000 円	M×3,000 円 + 250,000 円
4,000 m ² < A ≤ 5,000 m ²	M×6,000 円 + 300,000 円	M×3,000 円 + 300,000 円

5,000 m ² < A ≤	M×6,000 円+500,000 円	M×3,000 円+500,000 円
備考	M：長期使用構造等の審査を行う戸数	
長期使用構造等 軽微変更該当証明申請書 (1 提出につき)	内容を検討し見積りによる	
文字訂正等による 確認書の再交付	M×3,000 円	

注 1：当社が確認書を交付した物件の、計画を変更しようとするものに係る確認の審査料金の額は、上記表の額に 2 分の 1 を乗じた額とする。ただし、当社以外の機関が確認書を交付した物件の計画の変更をしようとするものは、新たに当該計画に係る長期使用構造等確認の審査依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注 2：当社以外の機関が設計住宅性能評価書を交付した物件に係る長期使用構造等確認の審査料金は、新たに当該計画に係る長期使用構造等確認の審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注 3：確認書を再交付するときの料金は 1 通につき 3,000 円とする。

注 4：料金はすべて消費税込みの金額となっています。

注 5：第 31 条 (5) i ~ xii に準じた内容等で機構が効率的な審査業務を実施できると判断した時は、別表 4 の削減率及び別途ご相談に応じます。

※ 1 木造 2 階建て住宅で構造の安定の項目を許容応力度計算等で適合確認を行った場合は、業務規程第 34 条 (7) により減額を行わない (業務規程第 34 条 (4)、(5) xii を除く)

※ 2 所見行政庁宛への長期使用構造等認定通知申請前の変更も含む

長期使用構造等確認の審査料金(増改築)**※ 一戸建て住宅の審査料金**

床面積の合計 (A)	基本料金 注2	耐震性の審査が省略できるもの 注1
$A \leq 200 \text{ m}^2$	68,000 円	47,000 円
$200 \text{ m}^2 < A$	85,000 円	65,000 円
長期使用構造等 軽微変更該当証明申請書 ※1 (計算書付 構造 省エネに限り 表中料金、その他は協議による。) (1提出につき)	6,000 円	
認定通知申請前の 文字訂正等による 確認書の再交付	3,000 円	

※ 共同住宅等の審査料金

床面積の合計 (A)	基本料金 注2	耐震性の審査が省略できるもの 注1
$A \leq 500 \text{ m}^2$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 68,000 \text{ 円}$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 47,000 \text{ 円}$
$500 \text{ m}^2 < A$	別 途 見 積	別 途 見 積
備考	M : 技術的審査を行う戸数	
長期使用構造等 軽微変更該当証明申請書 ※1 (1提出につき)	内容を検討し見積もりによる	
文字訂正等による 確認書の再交付	$M \times 3,000 \text{ 円}$	

注1：耐震性に係るリフォーム、増改築の計画が無く新築時に活用した制度による※評価書等があり、耐震性の審査が省略できる場合に限る。

※評価書等…住宅性能評価・フラット35S・建築基準法・認定長期優良住宅・住まい給付金・贈与税の非課税措置による各証明書等を指す。

注2：耐震性がH27国住指第3435号別表2に示された認定耐震診断方法（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く）などで確認できる場合をいい、それ以外の場合は別途見積とする。

注3：当社が適合証を交付した物件の計画を変更しようとするものに係る技術的審査料金の額は、上記表の額に2分の1を乗じた額とする。ただし、当社以外の機関が適合証を交付した物件の計画の変更をしようとするものは、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注4：当社以外の機関が設計住宅性能評価書を交付した物件に係る技術的審査料金は、新たに当該計画に

係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注5：確認書を再交付するときの料金は1通につき3,000円とする。

注6：料金はすべて消費税込みの金額です。

注7：戸数が一戸の併用住宅は一戸建て住宅の審査料金とする

※1 所見行政庁宛への長期使用構造等認定通知申請前の変更も含む

長期使用構造等確認の審査料金(既存)

※ 一戸建て住宅の審査料金

床面積の合計 (A)		基本料金 注2	耐震性の審査が省略できるもの 注1
A ≤ 200 m ²	新築	63,000 円	47,000 円
	増改築	68,000 円	
200 m ² < A	新築	82,000 円	65,000 円
	増改築	85,000 円	
長期使用構造等 軽微変更該当証明申請書 ※1 (計算書付 構造 省エネに限り 表中料金、その他は協議による。) (1 提出につき)		6,000 円	
文字訂正等による 確認書の再交付		3,000 円	

※ 共同住宅等の審査料金

床面積の合計 (A)		基本料金 注2	耐震性の審査が省略できるもの 注1
A ≤ 500 m ²	新築	M×6,000 円+ 65,000 円	M×6,000 円+ 47,000 円
	増改築	M×7,000 円+ 68,000 円	M×7,000 円+ 47,000 円
500 m ² < A		別 途 見 積	別 途 見 積
備考		M : 技術的審査を行う戸数	
長期使用構造等 軽微変更該当証明申請書 ※1 (1 提出につき)		内容を検討し見積もりによる	
文字訂正等による 確認書の再交付		3,000 円	

注1：耐震性に係るリフォーム、増改築の計画が無く新築時に活用した制度による※評価書等があり、耐震性の審査が省略できる場合に限る。

※評価書等…住宅性能評価・フラット35S・建築基準法・住まい給付金・贈与税の非課税措置による各証明書等を指す。

注2：耐震性がH27国住指第3435号別表2に示された認定耐震診断方法（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く））などで確認できる場合をいい、それ以外の場合は別途見積とする。

注3：当社が適合証を交付した物件の計画を変更しようとするものに係る技術的審査料金の額は、上記表の額に2分の1を乗じた額とする。ただし、当社以外の機関が適合証を交付した物件の計画の変更をしようとするものは、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注4：当社以外の機関が設計住宅性能評価書を交付した物件に係る技術的審査料金は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注5：確認書を再交付するときの料金は1通につき3,000円とする。

注6：料金はすべて消費税込みの金額です。

注7：戸数が一戸の併用住宅は一戸建て住宅の審査料金とする

※1 所見行政庁宛への長期使用構造等認定通知申請前の変更も含む

長期使用構造等確認の料金(減額)**(長期使用構造等確認(新築))****※一戸建て住宅の申請料金(減額規定)**

業務規程		
第28条(3)	グリーン化事業【はりま風土木(機構:構成員)の物件に限る】	
	床面積の合計(A)	長期使用構造等確認
	$A \leq 200 \text{ m}^2$	46,000円
	$200 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	同上
第28条(4)	物件数 300件/年 以上	
	床面積の合計(A)	長期使用構造等確認
	$A \leq 200 \text{ m}^2$	31,000円
	$200 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	同上
第31条(5)	戸建ての住宅(戸数が一戸の併用住宅を含む)	
	i~iii、v及びix~xii の採用数により 減額率を決定	設計性能評価
		減額率
		10%~50%
	共同住宅等	
	vi~vii及びix~xii の採用数により 減額率を決定	設計性能評価
減額率		
10%~50%		
第31条(6)	長期使用構造等軽微変更 該当証明申請書	変更内容により減額できる

注1: 第31条(5) viiiで床面積の合計が500m²を超える場合は別途見積もりによります

注2: 確認書の再交付は、1戸あたり3,000円とします。

注3: 料金はすべて消費税込みの金額です。